

(1) 背景・問題意識

- ✓ 教職員等による児童・生徒への性加害行為が全国的に多発し、教職員等に対する社会的信頼を大きく揺るがす事態となっている。
- ✓ 本市においても、令和7年7月に、校内において、女子生徒に対してわいせつな行為を行った市立中学校の教諭が懲戒免職処分となる重大事案が発生した。
- ✓ また、学校外でも、塾講師や習い事の指導者、ボランティア等による性加害事案が報道されており、こどもが日常的に接するあらゆる場で安全の確保が求められている。
- ✓ 令和8年末に予定されている「こども性暴力防止法」の施行に伴い、本市においても、こどもの性被害防止に向けた取組の強化が急務である。

(2) これまでの取組実績

✓ これまで本市において取り組んできた、こどもの性被害防止対策は以下のとおり。

職員採用

- ・ 保育士等採用時のデータベースでの確認
- ・ 教育職員等採用時のデータベースでの確認
- ※ 教員免許等の失効者を確認するもの

研 修

- ・ 専門職向け性教育研修
- ・ 子育て支援センター・児童館等職員向け研修
- ・ 保育所・幼稚園等職員向け各種研修
- ・ 教職員向け各種研修
- ・ ファミサポ協力会員向け講習会

環境整備

- ・ 保育所等への防犯カメラ等の設置支援
- ・ 児童館等への防犯カメラの設置
- ・ 児童養護施設等への防犯カメラ等設置支援

相談対応

- ・ こどもホットライン
- ・ 24時間チャット相談
- ・ 児童相談所による相談対応
- ・ 児童家庭支援センターにおける相談対応
- ・ 社会的養護児童への相談対応

啓発

- ・ こども向け性教育講演会
- ・ オレンジリボンキャンペーン
- ・ 出前講座、授業

(3) こども性暴力防止法

- ✓ R6.6 こども性暴力防止法の成立・公布
- ✓ R7.12 こども性暴力防止法期日令、施行令、施行規則等の公布
- ✓ R8.1 ガイドライン公表
- ✓ R8.3 マニュアル・研修教材の公表(予定)
- ✓ R8.12.25 こども性暴力防止法の施行

「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁がウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

※「こども性暴力防止法」の概要については、別添「リーフレット」参照。

(4) 新たな取組(全体像)

- ✓ こどもの性被害防止対策の更なる充実を図るため、以下の取組を実施。

【取組 ①】「こどもの性被害防止対策プロジェクトチーム」の設置(R7.10月～)

- 政策局・こども局・教育委員会事務局を中心に全庁的な対応を協議するプロジェクトチームを設置。
- 国の「こども性暴力防止法」の情報収集を行うとともに、「取組②」、「取組③」の検討及び着実な推進を図る。

【取組 ②】「こどもの性被害防止対策パッケージ」の策定

- 「未然防止」、「早期発見」、「被害者支援」を柱として、早急に取り組むべき本市の取組をとりまとめた「こどもの性被害防止対策パッケージ」を策定。
- これまで実施してきた取組の充実を図るとともに、新たに必要な取組については、令和8年度当初予算に計上し、対策の強化を図る。

【取組 ③】「こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定検討

- 「こども性暴力防止法」とも整合を図り、こどもの性被害防止に向けた本市の基本理念や方針等を示した「こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定を検討。

(5) 新たな取組(「こどもの性被害防止対策パッケージ」の策定)

令和8年度当初予算
予算額 3.0億円(前年度比+0.8億円)

こどもの性被害防止対策パッケージ

1 未然防止(抑止力の強化)

56,564千円(+11,061千円)

(1) 啓 発

- 【新】こども・子育て支援活動団体への啓発活動
- 【既】こどもの性被害防止に関する講演会、出前講座等の実施
- 【既】児童福祉施設に対する監査及び虐待防止対策の確認
- 【既】市民や保護者への啓発活動

(2) 研 修

- 【新】校長・園長を対象としたこどもの性被害防止に向けた研修
- 【新】スポーツ協会関係団体を対象としたこども性暴力防止法の周知・研修
- 【新】保育園等職員を対象としたこどもの性被害防止専門研修
- 【新】児童育成クラブ支援員を対象としたこどもの性被害防止に向けた研修
- 【拡】小学校における「いのちの大切さを考える講演会」の充実
- 【既】教職員・保育士等を対象とした性被害等についての研修
- 【既】行政・関係団体職員等を対象とした性被害等についての研修
- 【既】保護者や高校生を対象とした性被害防止に関する研修

(3) 環境整備

- 【新】学校・公立保育園等におけるこどもへの不適切行為の明確化
- 【新】学校・公立保育園・公立幼稚園等の死角改善に向けた巡回点検
- 【新】公立保育園・公立幼稚園へのパーテーション等の設置
- 【新】スクールカウンセラーの常駐・正規化を見据えた検討
(※「2早期発見 (2)通報・報告」、「3被害者支援 (1)相談・ケア」の役割も担う)
- 【既】保育士・教職員採用時の性暴力等による資格取消者の確認
- 【既】カウンセリングが必要な児童生徒数調査
- 【既】児童相談所及び一時保護所に対する第三者評価の実施
- 【既】こどもの権利擁護に関する普及啓発等の実施

2 早期発見

89,454千円(+58,954千円)

(1) 環境整備・警備・見守り

- 【新】「盗撮カメラ探知機」の購入・巡回調査
- 【新】学校の正門・通用門への防犯カメラの設置
- 【新】公立保育園出入口等への防犯カメラ等の設置
- 【新】公立保育園・学校内への防犯カメラの設置検討
- 【新】児童育成クラブ専用施設への防犯カメラ等の設置
- 【新】公設児童館への防犯カメラの設置
- 【新】こどもセンターの防犯カメラ・ITV設備の改修
- 【既】児童福祉施設等の防犯カメラ等設置補助
(※防犯カメラ設置等は、「1未然防止 (3)環境整備」の役割も担う)

(2) 通報・通告

- 【新】こどもを守る相談票の導入
- 【新】こどもの安全確保措置の構築
- 【拡】警察等関係機関との連携体制の強化
- 【既】児童相談所における性被害・性問題に関する相談対応

3 被害者支援

150,719千円(+7,100千円)

相談・ケア

- 【新】直接弁護士に相談できる「スクールロイヤー」制度を整備
- 【既】「こどもホットライン」などの相談窓口による相談対応
- 【既】こども家庭センター等で、性的虐待等への相談対応を実施
- 【既】児童・保護者への相談機関一覧の配布

3,000千円(+3,000千円)

- 【新】「熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定

(6) 新たな取組(「こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定検討)

1. 目的・概要

- 行政・事業者・市民が総力をあげて取り組む姿勢を対外的に強く打ち出すとともに、こどもや保護者の性被害への不安を軽減するという観点から、「熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定を検討する。
- 理念条例の制定を基本としつつ、本市におけるこどもの性被害防止対策やこども性暴力防止法の実効性をより高めるため、基本理念・方針に加え、市以外の主体に対しても努力義務を課すことなども検討する。

2. 検討体制

- 令和8年度から新たに設置予定の附属機関「熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会」において審議する。
※関係予算については令和8年度当初予算で計上済み

3. スケジュール

	令和8年		令和9年	
	4~11月	12月	1~6月	7月~
こども性暴力防止法			12月25日施行	
【第一弾】 こどもの性被害防止 対策の推進	こどもの性被害防止対策パッケージの実施			
【第二弾】 こどもの性被害防止 条例(仮称)の制定	条例制定作業			施行予定